第三十八条第八項中「情報セキュリティ対策官」を「情報セキュリティ対策室」に改める。

第三十九条の見出し中「海上保安渉外官」を「国際教育訓練調整官、海上保安渉外官」に改め、同条第一項中「総務部に」の下に「、国際教育訓練調整官」を加え、同条中第三項を第四項とし、第二項を第三項とし、第一項の次に次の一項を加える。

2　国際教育訓練調整官は、教育訓練管理官のつかさどる職務のうち国際協力に係るものを助ける。

第四十六条の見出し及び同条第一項中「不審船舶対策官」を「警備企画官」に改め、同条第二項第二号中「及び不審船舶対策官」を削り、同条第六項を次のように改める。

6　警備企画官は、命を受けて、警備課の所掌事務に関する重要事項についての企画及び立案並びに調整に関する事務をつかさどる。

第五十三条を次のように改める。

（海上交通企画室及び国際・技術開発室）

第五十三条　企画課に、海上交通企画室及び国際・技術開発室を置く。

2　海上交通企画室は、海上交通業務に関する重要事項についての企画及び立案並びに調整に関する事務（国際・技術開発室の所掌に属するものを除く。）をつかさどる。

3　海上交通企画室に、室長を置く。

4　国際・技術開発室は、次に掲げる事務をつかさどる。

一　海上交通業務に係る国際関係事務に関する重要事項についての企画及び立案並びに調整に関すること。

二　管制信号所等の建設及び保守に係る技術の開発に関すること。

三　灯台その他の航路標識の建設及び保守に係る技術の開発に関すること。

四　灯台その他の航路標識用及び気象通報業務用の通信施設の建設及び保守に係る技術の開発に関すること。

5　国際・技術開発室に、室長を置く。

第五十三条の二第一項中「安全課」を「航行安全課」に改め、同条第四項第五号及び第六号を次のように改める。

五　管制信号所等の整備計画に関すること。

六　船舶交通の安全のために必要な事項の通報（船舶通航信号所により行うものに限る。）に関すること。

第五十三条の二第四項に次の二号を加える。

七　船舶通航信号所の整備計画に関すること。

八　船舶通航信号所の運用に関すること。

第五十三条の二第六項中「安全課」を「航行安全課」に改める。

第五十四条を次のように改める。

（安全情報提供センター並びに首席海難調査官及び海難防止対策官）

第五十四条　安全対策課に、安全情報提供センター並びに首席海難調査官及び海難防止対策官それぞれ一人を置く。

2　安全情報提供センターは、次に掲げる事務をつかさどる。

一　船舶交通の安全のために必要な事項の通報の実施に関すること（海洋情報部及び航行安全課の所掌に属するものを除く。）。

二　ディファレンシャルＧＰＳの運用の実施に関すること。

三　灯台その他の航路標識の附属の設備による気象の観測及びその通報の実施に関すること。

3　安全情報提供センターに、所長を置く。

4　首席海難調査官は、命を受けて、海難の調査に関する重要事項についての企画及び立案に関する事務をつかさどる。

5　海難防止対策官は、命を受けて、次に掲げる事務をつかさどる。

一　海難及びその防止に関する試験及び研究に関すること。

二　海難防止に関する計画に関する重要事項についての関係行政機関その他の関係者との連絡調整に関すること。

第五十五条を次のように改める。

（航路標識企画官）

第五十五条　整備課に、航路標識企画官一人を置く。

2　航路標識企画官は、命を受けて、灯台その他の航路標識の建設及び保守に関する重要事項についての企画及び立案並びに調整に関する事務をつかさどる。

第六十一条第一項第五号中「交通安全課」を「交通航行安全課」に改める。

第八十条、第八十一条の二第二項及び第八十四条中「、第九本部及び第十本部」を「及び第九本部」に改める。

第九十条中「安全課」を「航行安全課」に、「航路標識課（第九本部に限る。）」を「安全対策課」に、「計画運用課（第九本部を除く。）」を「整備課」に改める。

第九十一条第三号及び第四号を次のように改める。

三　灯台その他の航路標識（船舶通航信号所を除く。）の運用に関すること。

四　海上保安庁以外の者で灯台その他の航路標識の建設、保守又は運用を行うものの監督に関すること。

第九十一条中第五号及び第六号を削り、第七号を第五号とする。

第九十一条の二の見出し及び同条第一項中「安全課」を「航行安全課」に改め、同項中第八号を第十一号とし、第七号を削り、第六号を第七号とし、同号の次に次の三号を加える。

八　船舶交通の安全のために必要な事項の通報（船舶通航信号所により行うものに限る。）に関すること。

九　船舶通航信号所の整備計画に関すること。

十　船舶通航信号所の運用に関すること。

第九十一条の二第一項第五号の次に次の一号を加える。

六　管制信号所等の整備計画に関すること。

第九十一条の二第二項を削る。

第九十一条の三を次のように改める。

（安全対策課の所掌事務）

第九十一条の三　安全対策課は、次に掲げる事務をつかさどる。

一　海難の調査（運輸安全委員会及び海難審判所の行うものを除く。）に関すること。

二　海難及びその防止に関する試験及び研究に関すること。

三　海難防止に関する計画に関すること。

四　海難防止その他海上における船舶交通の安全についての啓発に関すること。

五　船舶交通の安全のために必要な事項の通報に関すること（海洋情報部及び航行安全課の所掌に属するものを除く。）。

六　灯台その他の航路標識の附属の設備による気象の観測及びその通報に関すること。

第九十一条の四を削る。

第九十二条第一号及び第二号を次のように改める。

一　管制信号所等の建設及び保守に関すること（航行安全課の所掌に属するものを除く。）。

二　灯台その他の航路標識の建設及び保守に関すること（航行安全課の所掌に属するものを除く。）。

第九十二条第三号中「（計画運用課の所掌に属するものを除く。）」を削り、同条に次の二号を加える。

四　灯台その他の航路標識に使用する物品の整備計画に関すること。

五　灯台その他の航路標識の業務用の船舶の運用に関すること。